



# 消防法を守るための 7つの確認事項 check list



チェックポイント		解説
消防用設備等の点検を定期的に実施している	YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>	専門業者による年2回の点検が義務となっています(一部設備は自分で点検可能です)。
故障や期限切れの消防用設備等はない	YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>	火災はいつ起きるかわからないため、早急に修理・交換をしてください。
消防用設備等の前に物が置かれていない	YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>	誰でもわかる場所で使いやすいうように維持・管理されていることが大切です。
危険物(燃料・塗料等)を大量に保管していない	YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>	危険物は保有量に規制があり、規制以上に保有する場合は届出や保管庫が必要です。
階段や廊下に大量の物を置いていない	YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>	避難時に逃げ遅れの原因となるため人命危険度が高く、消防活動の支障にもなります。
増築・改築をしていない	YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>	床面積や階数の増加により新しく消防用設備等が必要となる場合があります。
用途変更をしていない	YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>	建物の使用方法を変更することで新しく消防用設備等が必要となる場合があります。

1つでも「NO」にチェックが入る場合は消防本部予防課までご相談下さい。



裏面には消防法違反のチェックシートをご用意していますので、ご自身でもチェックしてみましょう!

岡崎市消防本部予防課

☎ 0564-21-9858  
📍 岡崎市朝日町3丁目4番地  
✉ yobo@city.okazaki.lg.jp

防火管理者、消防用設備等点検報告、避難経路の障害物...  
あなたの事業所は消防法を守れていますか?

**あなたの事業所は大丈夫ですか？**  
**「知らなかった」では済まされません…**

**事業所関係者様 消防法の遵守をお願いします！**

岡崎市消防本部では火災から市民を守るため、事業所の火災予防上の実態把握と火災危険の未然防止のため、定期的に「立入検査」を行っています。今回はその立入検査で「よくある消防法違反3選今すぐ確認！」と「立入検査後の改善方法 まずは何から？」について解説します。



**よくある消防法違反 3選 「今すぐ確認！」**

**01 消防用設備等の点検未実施・点検結果未報告 (消防法第17条の3の3違反)**

消防用設備等(消火器や誘導灯など)の設置が法令で義務付けられている建物の関係者は、維持管理のために定期的な点検と消防への報告が必要となります。  
 点検の期間は6か月に1回、報告の期間は事業所の用途によって異なりますが、1年に1回もしくは3年に1回となります。詳細は右の二次元コードからご確認下さい。



**02 防火管理者の未選任・未届 (消防法第8条第1項違反)**

沢山の人が出入りする建物では出火時の人命危険度が高いことから、管理・監督的な立場の者は、防火管理者の資格が必須のため、防火・防災に関する講習を受講し、資格取得後、消防に届出が必要となります。テナントが複数入居しているビルでは各テナントごとに必要となります。自身の事業所が該当するのかわからない場合は、右の二次元コードのリンク先にある「防火管理者フローチャート」から確認されるか、消防本部予防課までお問い合わせ下さい。



**03 未届の増改築・用途変更 (消防法第17条違反等)**

「建物を大きくしたい」「テナントを借りて福祉施設を開きたい」「倉庫として使用していた建物を飲食店にしたい」といった場合、原則、消防へ届出が必要となります。小さな変更であっても、新しく消防用設備等の設置が必要となる場合があります。  
 計画段階や不動産会社との契約前であっても問題ありません。まずは消防本部予防課までご相談ください。消防法違反にならないよう丁寧にアドバイスをさせていただきます。

**立入検査後の改善方法 「まずは何から？」**



**01 改善の計画を立てよう！**

立入検査で違反があった事業所には「立入検査結果通知書」と「改善結果(計画)報告書」(提出期限1か月)を後日交付します。届いた書類の内容を確認し、改善に向けた具体的な計画を立てましょう。

**02 改善した結果の報告準備をしよう！**

違反によって、自分ですぐに改善できるものから専門業者に依頼する必要があるものまであります。違反が直り次第、改善の前後が分かる写真を撮影して結果報告の準備を進めましょう。専門業者に依頼する場合、右の二次元コードの「よくある質問 Q&A集」の中から市内の「消防用設備等業者一覧」をご確認できます。



**03 書類を提出しよう！**

報告の準備が整い次第、改善が確認できる写真や書類を添えて「改善結果(計画)報告書」を消防へ提出しましょう。違反が全て直っていない場合でも現段階の計画を教えていただければ、今後どう改善すれば良いかをサポート致します。  
 ただし、3か月以上改善されない場合は「勧告書」を交付し、違反が継続する都度、下図のように上位措置に移り、「告発」となれば罰金・罰則が科せられることもあります。

※消防から以下の各書類が交付されると報告期日が記載されています(目安は交付日から約3か月)。この期日を下図に記入し改善までの期限を覚えておきましょう。



**重大な消防法違反になりやすい4つのケース 違反を生まないための広報動画**

岡崎市消防本部では消防法違反を生まないため、今回ご紹介した事例を中心に重大違反になりやすい4つのケースを動画で広報しています。これらの動画は「岡崎市公式YouTube」で公開していますので是非参考にしてください。

建物の使い方を変えただけで!? 改築・増築しただけ!? 階段に物を置いただけ!? 窓や扉をふさいだだけで!?

動画はこちらの二次元コードから視聴できます。



**お問い合わせ先**

他にもお困りごとやご相談がありましたら右記までご連絡下さい。

**岡崎市消防本部予防課** 岡崎市朝日町3丁目4番地  
**☎ 0564-21-9858** (予防課特別査察係)  
**✉ yobo@city.okazaki.lg.jp**

